

# 「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)」に関するパブリックコメント手続を実施します。

居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者の要件を規定するほか、所要の改正を行うため、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

## 【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：幼保支援課（中央コミュニティセンター9階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

## 【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和3年1月1日(祝・金)～令和3年2月1日(月) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先

- 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所幼保支援課
- 2 FAX：043-245-5629
- 3 電子メール：[shien.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:shien.CFC@city.chiba.lg.jp)
- 4 持参：幼保支援課（中央コミュニティセンター9階）、各区役所の地域振興課

## 【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年2月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課

電話 043-245-5977

FAX 043-245-5629

電子メール [shien.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:shien.CFC@city.chiba.lg.jp)